

## 主任相談支援専門員創設の経緯

時期	内容
平成27年 12月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保障審議会障害者部会報告書において、相談支援の質を高めることの必要性及び相談支援員の養成のための研修制度の見直し等の指摘</li> </ul>
平成28年 7月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめにおいて、計画相談支援について専門的な知識及びスキルを身につけるための育成を行う等の提言</li> </ul>
平成28年 ～平成29年	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働科学研究により相談支援専門員養成のための研修プログラムを開発</li> </ul>
平成30年 3月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第89回社会保障審議会障害者部会において、相談支援専門員の研修制度の見直し内容について報告</li> </ul>
平成30年 3月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>主任相談支援専門員の位置づけおよび主任相談支援専門員養成研修について規定した告示を公布。（適用日：平成30年4月1日）</li> </ul>
平成31年 3月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援従事者主任研修事業の実施について都道府県宛て部長通知を発出（標準カリキュラムを含む）。</li> </ul>

「指導的役割を担う人材（主任相談支援専門員）の育成を行うとともに、こうした人材の適切な活用を進めるべき。」

③ 指導的役割を担う「主任相談支援専門員（仮称）」について

- 相談支援専門員の支援スキルやサービス等利用計画について適切に評価・助言を行い、相談支援の質の確保を図る役割が期待されており、基幹相談支援センター等に計画的に配置されるべき。また、更新研修等も導入すべき。
- 指導的役割を果たすため、適切な指導や助言を行う技術を習得する機会が確保されるよう、都道府県等が人材育成に関するビジョンを策定するなど、地域における相談支援従事者の段階的な人材育成に取り組むべき。

# 研修の位置付け

## 告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成一八・九・二九厚労告五二三)

### 4. 特定事業所加算

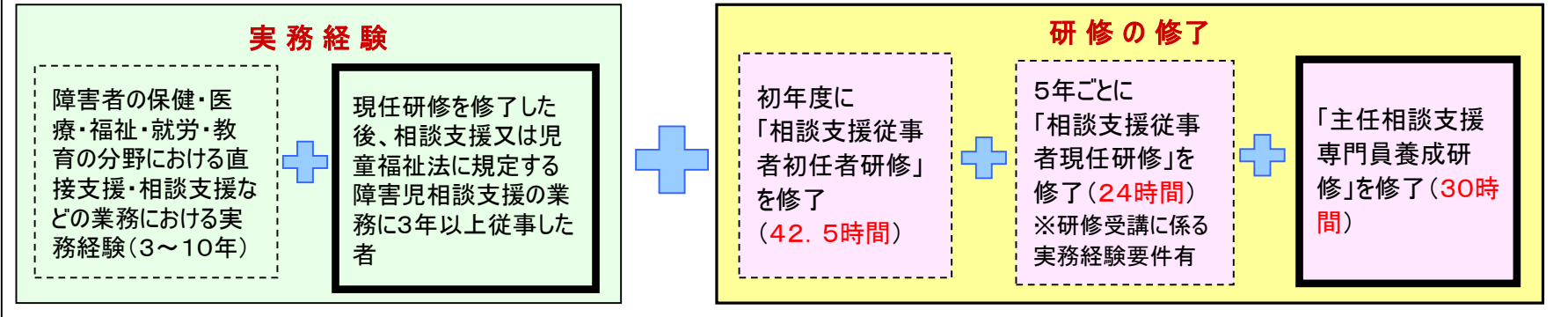
厚生労働大臣が定める基準(平成二七・厚労告一八〇の二)に適合すると届け出た事業所に所定の加算

#### イ. 特定事業所加算( I )

(1) 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、かつそのうち1名以上が別に厚生労働大臣の定める者(「主任相談支援専門員」という)であること。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第2号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣の定めるもの(平成三〇・三・二二厚労告一一五)

※破線は相談支援専門員の規定(初任・現任)＝主任要件の前提となるもの



## 通知

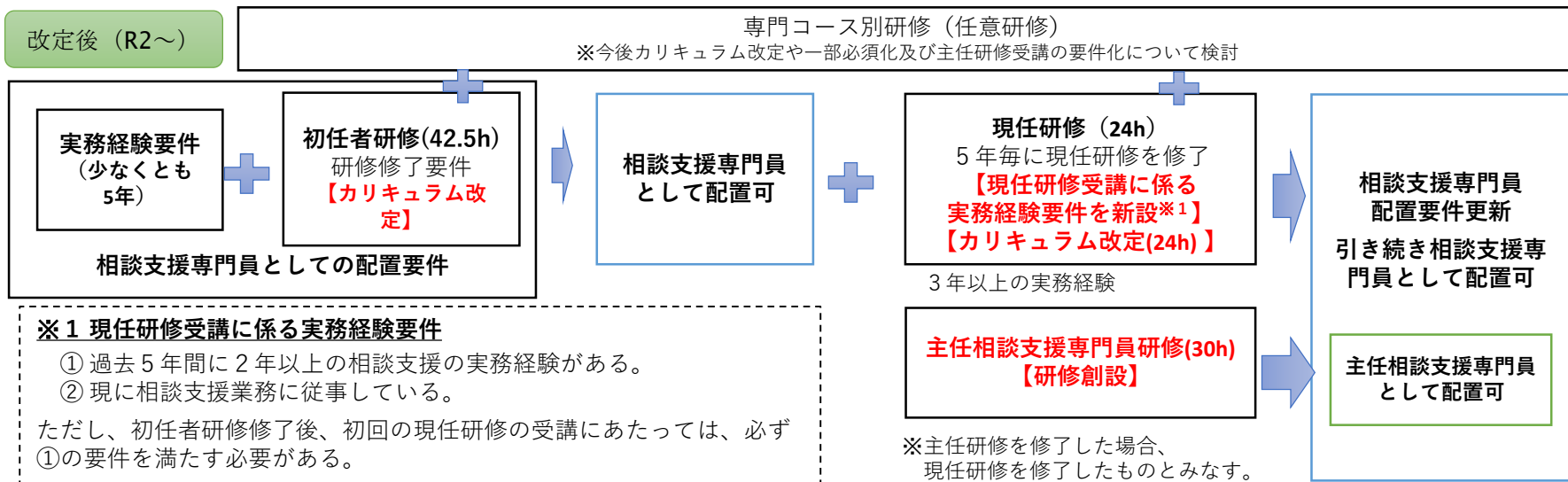
相談支援従事者主任研修事業の実施について(平成三一・三・二八 障発〇三二八の一)

- 相談支援従事者主任研修事業実施要綱
- 相談支援従事者主任研修標準カリキュラム

都道府県等による主任研修は標準カリキュラム以上の内容で実施する。

# 相談支援専門員の研修制度の見直しについて

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**カリキュラムの内容を現行より充実させる改定を行う。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(※1)**を追加。(※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



## キャリアパスの流れ

**実務要件**  
少なくとも5年

**初任者研修**

5年間のうちに1回

**現任研修**

5年間のうちに1回

**現任研修**

3年以上  
**主任研修**

行政施策（障害福祉計画等）推進の担い手のひとつとなるように

【獲得目標】

- ・ ケアマネジメントスキルの獲得
- ・ 計画相談支援の業務ができる
- ・ 協議会の役割の理解

【獲得目標】

- ・ 相談支援の実践ができる
- ・ チームアプローチの実践
- ・ コミュニティワークの理解
- ・ スーパービジョンの理解

【獲得目標】

- ・ 人材育成
- ・ 地域づくりの実践

# 主任相談支援専門員養成研修の構造

## 告示別表

主任相談支援専門員研修		時間数
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3.0h
	運営管理に関する講義	3.0h
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13.0h
	地域援助技術に関する講義及び演習	11.0h
合計		30.0h

【法令上はカリキュラム(科目)外であるが厚生労働科学研究(小澤班)において、効果的な人材育成に必要な要素として整理された内容】

- ① 開講にあたってのガイダンス(研修の目的、獲得目標、研修の構造や科目の概要)
- ② 課題実習(実践の振り返りを含む)
- ③ 研修の効果測定や継続的な学びへの動機付け等に資するもの
  - ・各科目の振り返りシート
  - ・研修の振り返り

## 標準カリキュラム

1日目	法制度	障害福祉施策等の動向(1時間)
	概論	主任相談支援専門員の役割と視点(2時間)
	運営管理	相談支援事業所における運営管理(3時間)
2日目	人材育成	人材育成の意義と必要性(1時間)
		人材育成の地域での展開(3時間)
		研修・グループワークの運営方法(2.5時間)
3日目		相談支援専門員に対する現場教育の方法と展開(6.5時間)
4日目	地域援助	基幹相談支援センターにおける地域連携と地域共生社会の実現(2時間)
		多職種協働(チームアプローチ)の考え方と展開方法(2.5時間)
		地域援助技術の考え方と展開技法(1.5時間)
5日目		地域援助の具体的展開(5時間)

# 長野県での主任相談支援専門員の養成及び配置に向けて

長野県では、地域における相談支援等の指導的役割を果たす主任相談支援専門員を養成するための研修を実施するとともに、主任相談支援専門員が、所属地域で相談支援体制の強化のための主導的役割を担えるよう市町村（圏域）の体制づくりの後方支援を行うことを検討。

## 1 主任相談支援専門員研修の開催について

令和2年度から県による主任相談支援専門員研修を実施予定。

【開催時期（予定）】令和2年12月～令和3年1月の5日間

## 2 主任相談支援専門員を登用した地域の相談支援体制強化にむけて

### （1）市町村（圏域）における主任相談支援専門員の役割の検討

市町村（圏域）へ、主任相談支援専門員に期待される役割について周知のうえ、自市町村（圏域）における主任相談支援専門員の役割の検討を依頼。

### （2）主任相談支援専門員養成研修の受講要件の設定

#### 【受講要件】

現任研修修了後、相談支援事業所または障害者相談支援事業及び基幹相談支援センターにおいて従事した期間が3年以上である者のうち、以下のいずれかの条件を満たすものとする。

- ①基幹相談支援センターまたはそれに準ずる機能を有する相談支援事業所において現に相談支援に関する指導的役割を担っていること。
- ②都道府県における相談支援従事者研修またはサービス管理責任者等研修において研修の企画運営（講義や演習講師を含む）に携わっていること。
- ③その他、相談支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり都道府県が適当と認める者。

また、特に質の高い研修を実施する観点から上記以外に都道府県において実情に応じた受講要件を設定することは差し支えないものとする。

- 研修修了者が実質的に主任相談支援専門員としての活躍ができるよう長野県独自の受講要件の設定を検討。
- 受講希望者は、（１）で検討した市町村の求める主任相談支援専門員の役割について理解、協力を了承のうえ、市町村から推薦を受けることを検討。

### （３）主任相談支援専門員の活動状況の把握

主任相談支援専門員が地域の相談支援体制強化のために、どのような活動を行っているか、県または自立支援協議会等を通じて当該市町村及び基幹相談支援センター等への調査及び全県共有の場を設けていくことを検討。